## 4 法 人 税

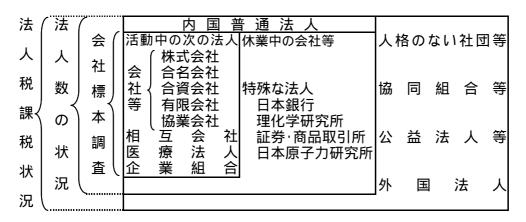
## 統計表を見るに当たって

この章は、平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に終了した事業年度についての法 人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけにつ いて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益 金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



## 用語の説明

3

法人の種類及び課税の範囲 1

公 共 法 人・・・法人税法別表第1に該当する法人=法人税の納税 義務を有しない。(例:国民金融公庫・住宅金融 内 I 公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協 本店又は主たる事業所 会・日本貿易振興会) 公益法人等・・・法人税法別表第2に該当する法人=その法人の所 得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課 税される。(例:宇宙開発事業団・小型自動車競 走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工 内国法人・・・ 会議所・農業共済組合) 協同組合等・・・法人税法別表第3に該当する法人=課税の範囲に ついて特例はないが、普通法人に比べ適用される 税率が低い。(例:農業協同組合・漁業協同組合 を 有す ・労働金庫・信用金庫・森林組合) 人格のない ・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 る めがあるもの=収益事業から生じた所得について 社団等 法 のみ課税される。 人 普通法人・・・上記以外の法人=課税の範囲について特例はない。

外国法人・・・内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

事業年度・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)する法人と、 年2回決算(決算期間6か月)する法人がある。

資本金・・・事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、

資本積立金額は含まない。

法 人 税 の 税 率 (平成12年4月1日以後開始事業年度)
1 各事業年度の所得 (1) 協同組合等・公益法人 所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22 (特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額・・・・・・・・・・・26% (2) 普通法人等 所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分 ・・・・・22% 2 清算所得 (1)協同組合等 清算所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20.5
(2) 普通法人等 清算所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27.1
3 同族会社の留保金 各事業年度の留保所得金額から、 資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立 額を控除した金額、 所得等の金額の35%相当額、 年 1,500万円のうち最も多い金額を 除した金額
年3,000万円以下の金額の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 年3,000万円を超え1億円以下の金額の ・・・・・・・・・・・・・・・15 年1億円を超える金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20